

事件名：ソフトウェア使用管理ファイル改変事件	法分野：著作権法
東京地方裁判所平成19年3月16日判決（最高裁HP http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070323094601.pdf ）	

【事案の概要】

ソフトウェアメーカーである原告（仏法人）は、被告に対し、原告が著作権を有するソフトウェア（デジタルモックアップソフト。以下「本件ソフトウェア」）を、使用可能モジュールを限定し、かつ同時使用可能コンピュータ台数を限定する内容で、日本 IBM を介してサブライセンスしたところ、被告従業員が、本件ソフトウェアの使用許諾を管理する機能を有する本件 DII ファイルを改変したことにより、計 11 台のコンピュータにおいて、すべてのモジュールが同時使用可能な状態となったため、原告が、上記 DII ファイルの改変行為は原告ソフトウェアの翻案権侵害、複製権侵害又は権利管理情報の改変行為（著 113 条 3 項 2 号）に該当すると主張し、ソフトウェアの使用差止、廃棄及び損害賠償を求めた事案

【争点】 (1)翻案権侵害の有無 (2)複製権侵害の有無 (3)損害額

【争点に対する判断】（結論：ほぼ全部認容 約16億という著作権侵害事件としては異例の巨額賠償金）

(1) 翻案権侵害該当性

判決は、「…本件ソフトウェアは、三次元的な作図等に関する数多くのモジュールと、使用許諾されたモジュールを管理する本件 DII ファイルとから成り、本件ソフトウェア中の本件 DII ファイルが毎回 LUM プログラムで設定されている使用許諾に関する情報を確認し、それを基に、許諾された範囲内でモジュールを使用可能にし、その使用環境を設定する機能を有していたところ、本件ソフトウェア中の本件 DII ファイルにつき別紙改変方法に記載した方法により改変をした本件改変行為により、本件改変行為がされた 11 台の各コンピュータですべてのモジュールを使用でき、かつ、本件ソフトウェアを同時に使用できるようになったものであるから、本件改変行為は、本件ソフトウェア全体に対する翻案権侵害に当たると認められる。」とのみ述べ、ソースコードの比較等を一切行わず、翻案権侵害を肯定した。なお、被告の主張については、以下のとおり、全て排斥している。

被告の主張	裁判所の判断
有か無かというモジュールの管理・制限態様を変更する改変行為は、本件ソフトウェアの本質的特徴を根幹から変更するものであり、原著作物との同一性は維持されず、翻案権侵害には当たらない。	「本件ソフトウェアは、本件改変行為の前後で、本件 DII ファイルを除く数多くのモジュールの部分で共通であり、本件改変行為後も本件ソフトウェアの表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が本件ソフトウェアの表現上の本質的な特徴を直接感得することができる」と認められる。」
クラックソフト（コピープロテクトを破壊したり、使用制限を無効にしたりするソフトウェア）を使用した本件改変行為は、誰が行っても同じ結果になる無個性な行為であり、作成者（被告従業員）の何らの個性も発揮されていない以上、翻案権侵害には当たらない。	「モジュールの管理・制限態様は、管理・制限を行うか否かの選択だけでなく、行うとしてどのような程度、方法による管理・制限を行うかという選択の余地があるところ、被告従業員は、本件クラックソフトにより本件 DII ファイルを改変するという選択を行ったものであり、何らかの個性が発揮されたものというべきである。」
本件改変行為は、本件 DII ファイルのみに限定して改変を加えることによって、本件ソフトウェア自体の創作性に何ら変更を加えずそのまま使用することに意味があり、単に新たな部分を追加したに過ぎず、翻案には当たらない。	「著作物の一部に変更を加えることによって、当該変更部分だけの複製権侵害（おそらく「翻案権」の誤記であろう）となるだけでなく、著作物全体の翻案権侵害となることがある。しかも、そのまま使用することに意味が認められるといっても、 <u>本件ソフトウェアは、……使用が制限された状態から使用が制限されない状態になったものであるから、実質的に見れば、その創作性に変更がないものとはいえない。</u> 」
多くのモジュールを 1 つのソフトウェアに収載し、各顧客のニーズに応じてモジュールの使用制限をかけて販売するという本件ソフトウェアの全体的構造は、単にプログラムの構成方法に過ぎず、「表現」とはいえないし、広く一般的に行われているものであって、創作性もない。	「1 つの目的に利用可能な非常に多くのモジュールを 1 つのソフトウェアに収載し、かつ、これらのモジュールを顧客のニーズに応じて制限して販売するレベルで捉えれば、そのこと自体はアイデアにすぎないが、原告は、そのアイデアを具体化し、本件ソフトウェアを構成したものであるから、そのように具体化されたものを保護しても、著作権法では保護されないアイデア等を保護することにはならない。」

(2) 複製権侵害該当性

さらに判決では、以下のように、複製権侵害にも該当する旨傍論として述べる。

「本件ソフトウェアは、その全体が各コンピュータのハードディスクにインストールされるが、それは、飽くまで本件 DII ファイル及び LUM プログラムにより使用が制限された状態でインストールされていたにすぎなかったところ、……本件改変行為により、使用許諾されていないモジュールは、使用が制限されない状態で各コンピュータに存在することになったものである。これを実質的に観察すれば、使用が制限された状態でインストールされていたモジュールをアンインストールし、使用が制限されない状態のモジュールを新たにコンピュータのハードディスクにインストールしたことと同視することができるから、本件改変行為により、本件ソフトウェア中の使用許諾を受けていないモジュールにつき、ハードディスクへの複製行為があったと考えることができる。」

(原被告は、専ら RAM への一時的複製に関する主張を展開していたが、判決ではこの点触れられてない。)

(なお、権利管理情報の改変行為(著 113 条 3 項 2 号) 該当性については、判決は何ら判断をしていない。)

(3) 損害額

判決は、

「被告は、本件改変行為により、本件使用許諾契約で使用許諾された範囲を超えて、11 台の各コンピュータで、すべてのモジュールを使用でき、かつ、本件ソフトウェアを同時に使用できるようにしたものであるから、著作権法 114 条 3 項の適用による損害額は、11 台につき使用可能となった本件ソフトウェア全体の使用許諾料相当額を算定し、それから本件使用許諾契約に基づく支払額を控除して算定すべきである。」

という基本的考え方に基づき、被告が IBM に支払うべきライセンス料(小売価格)を基礎として使用料相当額を算定し、一部修正を加えた上で、使用料相当額として、15 億 1411 万 2875 円を認定し、これに弁護士費用相当額 7500 万円を加えた合計 15 億 8911 万 2875 円を損害額とした。

なお、支払済ライセンス料を控除すべきではないとの原告主張に対しては、

「確かに、写真の著作物の複製を許諾されたにすぎない者が翻案を行ったような場合であれば、原告の主張のとおり、複製についての許諾料を差し引かないことが考えられる。しかし、本件ソフトウェアは、デジタルモックアップという実用目的に供されるもので、一部のモジュールの使用が可能であり、現実にも一部のモジュールごとの使用許諾がされているから、全体につき翻案権侵害が成立する場合であっても、原告が受けた被害の実質は、許諾を受けた範囲を超えてすべてのモジュールを使用可能にされたことにある」

としてこれを排斥した。

【コメント】

- ・ 類似事案における著作権侵害成否に関する判断、損害額の認定方法につき、実務上参考となる事案である。
- ・ 判決文からは具体的な改変内容等が一切不明ではあるものの、改変前の本件ソフトウェアと改変後の本件ソフトウェアでは、「(本件 DII ファイルにより)それまで使用できなかったモジュールが使用可能となった」点が異なるものであるが、この点をもって、翻案の要件たる「新たに思想又は感情を創作的に表現すること」を充足すると判断している。
- ・ 本件ソフトウェアの一部分である本件 DII ファイルのみに改変を施し、各モジュールには何ら改変は施されていないという事実関係の下、本件ソフトウェア全体につき翻案権侵害を認めている。
- ・ 本件ソフトウェアそれ自体は、改変により使用可能となったモジュールも含めて改変以前からハードディスクにインストールされていたにもかかわらず、傍論として複製権侵害を肯定している。
- ・ なお、本件は、一審判決直後、訴訟外で和解が成立している(日経新聞 2007 年 3 月 24 日夕刊掲載の謝罪広告)。